東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成23年度国家公務員採用Ⅱ種試験の受験手続に関する特例の公告

人事院規則８―18第17条及び第19条の規定に基づき、平成23年度国家公務員採用Ⅱ種試験の受験手続の特例について次のように告知する。

平成23年４月６日

人事院事務総長　吉田　耕三

1　受験手続の特例を実施する試験の名称　平成23年度国家公務員採用Ⅱ種試験

2　受験手続の特例の対象者　東日本大震災の被災地域等の受験希望者で、平成23年４月１日付け「平成23年度国家公務員採用Ⅱ種試験公告」（以下「公告」という）10⑴②、③、10⑵①及び②に定めるところによる申込みに特段の支障が生じている者

3　受験手続の特例の方法

⑴　簡便な申込方法　公告10⑴②及び公告10⑵①にかかわらず、被災地域等の状況により、申込受付期間中の郵送、持参及びインターネットによる申込みに支障があると認められる者について、人事院事務総長が指定する簡便な方法による申込みを認める。

⑵　申込受付期間の延長　公告10⑴③及び公告10⑵②にかかわらず、被災地域等の状況により、通信機器が利用できる状況にないなど申込みに特段の支障があると認められる者について、申込受付期間の１週間の延長を認める。

4　その他

⑴　受験手続の特例に関する相談等に応じるため、人事院事務総局に被災者等受験相談ホットラインを設ける。

⑵　受験手続の特例について、人事院のホームページ等に掲載する。

東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成23年度国税専門官採用試験の受験手続に関する特例の公告

人事院規則８―18第17条及び第19条の規定に基づき、平成23年度法務教官採用試験の受験手続の特例について次のように告知する。

平成23年４月６日

人事院事務総長　吉田　耕三

1　受験手続の特例を実施する試験の名称　平成23年度国税専門官採用試験

2　受験手続の特例の対象者　東日本大震災の被災地域等の受験希望者で、平成23年４月１日付け「平成23年度国税専門官採用試験公告」(以下「公告」という）９⑵及び⑶に定めるところによる申込みに特段の支障が生じている者

3　受験手続の特例の方法

⑴　簡便な申込方法　公告９⑵にかかわらず、被災地域等の状況により、申込受付期間中の郵送、持参による申込みに支障があると認められる者について、人事院事務総長が指定する簡便な方法による申込みを認める。

⑵　申込受付期間の延長　公告９⑶にかかわらず、被災地域等の状況により、通信機器が利用できる状況にないなど申込みに特段の支障があると認められる者について、申込受付期間の１週間の延長を認める。

4　その他

⑴　受験手続の特例に関する相談等に応じるため、人事院事務総局に被災者等受験相談ホットラインを設ける。

⑵　受験手続の特例について、人事院のホームページ等に掲載する。

東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成23年度労働基準監督官採用試験の受験手続に関する特例の公告

人事院規則８―18第17条及び第19条の規定に基づき、平成23年度労働基準監督官採用試験の受験手続の特例について次のように告知する。

平成23年４月６日

人事院事務総長　吉田　耕三

1　受験手続の特例を実施する試験の名称　平成23年度労働基準監督官採用試験

2　受験手続の特例の対象者　東日本大震災の被災地域等の受験希望者で、平成23年４月１日付け「平成23年度労働基準監督官採用試験公告」（以下「公告」という）10⑵及び⑶に定めるところによる申込みに特段の支障が生じている者

3　受験手続の特例の方法

⑴　簡便な申込方法　公告10⑵にかかわらず、被災地域等の状況により、申込受付期間中の郵送、持参による申込みに支障があると認められる者について、人事院事務総長が指定する簡便な方法による申込みを認める。

⑵　申込受付期間の延長　公告10⑶にかかわらず、被災地域等の状況により、通信機器が利用できる状況にないなど申込みに特段の支障があると認められる者について、申込受付期間の１週間の延長を認める。

4　その他

⑴　受験手続の特例に関する相談等に応じるため、人事院事務総局に被災者等受験相談ホットラインを設ける。

⑵　受験手続の特例について、人事院のホームページ等に掲載する。

東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成23年度法務教官採用試験の受験手続に関する特例の公告

人事院規則８―18第17条及び第19条の規定に基づき、平成23年度法務教官採用試験の受験手続の特例について次のように告知する。

平成23年４月６日

人事院事務総長　吉田　耕三

1　受験手続の特例を実施する試験の名称　平成23年度法務教官採用試験

2　受験手続の特例の対象者　東日本大震災の被災地域等の受験希望者で、平成23年４月１日付け「平成23年度法務教官採用試験公告」(以下「公告」という）10⑵及び⑶に定めるところによる申込みに特段の支障が生じている者

3　受験手続の特例の方法

⑴　簡便な申込方法　公告10⑵にかかわらず、被災地域等の状況により、申込受付期間中の郵送、持参による申込みに支障があると認められる者について、人事院事務総長が指定する簡便な方法による申込みを認める。

⑵　申込受付期間の延長　公告10⑶にかかわらず、被災地域等の状況により、通信機器が利用できる状況にないなど申込みに特段の支障があると認められる者について、申込受付期間の１週間の延長を認める。

4　その他

⑴　受験手続の特例に関する相談等に応じるため、人事院事務総局に被災者等受験相談ホットラインを設ける。

⑵　受験手続の特例について、人事院のホームページ等に掲載する。

東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成23年度海上保安学校学生採用試験（特別）の受験手続きに関する特例の公告

人事院規則８―18第17条及び第19条の規定に基づき、平成23年度海上保安学校学生採用試験（特別）の受験手続の特例について次のように告知する。

平成23年４月６日

人事院事務総長　吉田　耕三

1　受験手続の特例を実施する試験の名称　平成23年度海上保安学校学生採用試験（特別）

2　受験手続の特例の対象者　東日本大震災の被災地域等の受験希望者で、平成23年４月１日付け「平成23年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告」(以下「公告」という）10⑵及び⑶に定めるところによる申込みに特段の支障が生じている者

3　受験手続の特例の方法

⑴　簡便な申込方法　公告10⑵にかかわらず、被災地域等の状況により、申込受付期間中の郵送、持参による申込みに支障があると認められる者について、人事院事務総長が指定する簡便な方法による申込みを認める。

⑵　申込受付期間の延長　公告10⑶にかかわらず、被災地域等の状況により、通信機器が利用できる状況にないなど申込みに特段の支障があると認められる者について、申込受付期間の１週間の延長を認める。

4　その他

⑴　受験手続の特例に関する相談等に応じるため、人事院事務総局に被災者等受験相談ホットラインを設ける。

⑵　受験手続の特例について、人事院のホームページ等に掲載する。

国土調査法第二十一条第二項の規定により同法第十九条第二項の規定による認証がされたものとみなされる地籍調査の成果の公告

神戸市が行った近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）に基づく工業団地造成事業の確定測量の結果作成された次の地図及び簿冊を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして同条第五項の規定により指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十三年四月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

神戸国際港都建設計画西神第二地区工業団地造成事業第１２工区、第１５工区の土地所在図及び調査簿